令和３年１２月17日

愛西市議会議長　島田 浩様
愛西市議会議員　山岡 幹雄様

特定非営利活動法人
れんこん村のわくわくネットワーク
代表理事　中島 美知子

山岡議員の一般質問について（要請）

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当団体の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨日令和３年１２月８日の山岡議員の一般質問で、事実誤認の発言がありました。クローバーＴＶで流れてしまうことは止められないかもしれませんが、議事録がそのまま残ることや、間違った内容が公文書として残ることは、回避させて頂きたいと思います。このままでは、私たちは市民から誤解を受け、市民の方々への十分な福祉の提供も出来なくなってしまいます。

また、今後、他の市民団体が私たちと同じような悲しい思いをしないためにも、思い切って要請文を提出することにしました。大変恐縮ではございますが、配布されました資料及び発言の訂正・取り下げを以下の通りお願い申し上げます。

１．私たちが賃貸借契約している建物は、愛西市北河田町郷西343-1に立地しており、農地法違反はありません。

（誤認の事実について）

賃貸借契約書（別添①）に書かれているように、当団体は、「郷西343-1」に建っている長屋5軒分の間借りをしています。土地は宅地で、山岡議員の発言は間違っています。資料を添付しますのでご覧下さい。

【別添②】:「343－1」の建物登記簿
主である建物は平屋建てで、「343－1」「343－2」に所在と記載

【別添③④】:「343－1」「343－2」の土地登記簿に「宅地」と記載。

よって、当団体が契約している長屋は、宅地に建っているということです。

山岡議員が農地転用違反を指摘されているのは「344－1」で、当団体が契約している長

屋の隣の土地です（別添⑤：公図）。山岡議員が指摘されている番地がどのような違反なのか、私たちにはわかりませんが、大家さんが長年農業用倉庫としてトラクター置き場に使っていらっしゃった、内装もされていないブリキ貼りの倉庫で、私たちが契約している長屋ではありません。大家さんの倉庫なのです。

↓

（発言取り消しの要請について）

大変恐縮ですが、私たちが間借りしている物件は、上記で述べましたように畑でもなく、農地の上にも建っていません。また、間借りをしている私たちが、隣地の土地の地目を確認しなかったからと、コンプライアンスに反すると非難されるのは、不本意です。つきましては、以下の当団体への非難に関する発言の取り消しをお願い致します（太線部分）。

① 「この私が確認したところ、このファミリーサポートセンター事業を実施する委託先であるNPO法人が建物を借りている地域は市街化区域でありまして、委託先が事務所と一体となっていて他の事業も実施している。市の事業を実施している建物がある土地の一部はですね、登記地目が畑です。つまり農地の上に建物が建っているわけです。本来であれば、農地転用に係る処理が必要です。市街化区域の農地については不要ですか。届けが必要であると私は思いますが、どんなもんでしょうね。そこで一つ質問です。この土地が農地法違反と思われるが、市は把握しているにもかかわらずなぜ指摘しなかったのか、お尋ねいたします。」

② 「これはNPO法人ですね、委託補助事業をやってみえる。この拠点する場所は、市の補助金が行っている。市のお金がいっている以上は、要するにですね、無断転用、いろんな形でコンプライアンス、絶対チェックが必要です。」

③ 「なぜこの施設で、そういう点でこういう手続きを市が指導しなかったのか、その辺が不思議でしょうがないです。なんかあるんですかね。市は、このNPO法人に事業を委託するに当たり、事業を行う土地の登記情報がわかる資料を出せるなど法令に沿った仕様を確認したかということですが、お尋ねいたします。」

2. 私たちが賃貸借契約している建物の家賃は、愛西市からは一部しか補助を頂いていません。

（誤認の事実について）

山岡議員は、ご自分で作成した資料を議会で配付され、その資料を子育て支援課に伺ったときに拝見しました。家賃全額を愛西市が負担していることになっており、間違った資料であることを、子育て支援課と確認しました。

私たちが、愛西市に家賃負担して頂いているのはファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」と言う）で使っている部屋の3分の1と、児童クラブの部屋の2分の1で、全体の約4割の家賃額です。残りは、当団体の自助努力でまかなっています。また、ファミサポ事業の部屋は、他の事業に利用していないことも申し添えます。

更に、山岡議員は、この資料に「当団体総事業費」や「当団体実施の事業名」を載せていらっしゃいます。家賃の総合計が載っていません。また、総事業費の約半額を占める永和児童館指定管理事業や、津島市・稲沢市ファミサポ委託事業が資料に載っていません。載せないことで、あたかも当団体が自主事業で多額の収益をあげていると誤解される資料となっています。

↓

（資料取り下げもしくは訂正要請について）

つきましては、この間違った資料が公文書として保管され、情報公開請求の対象として存在し続けることは、今後の当団体の信頼と名誉にも関わりますので、資料取り下げもしくは訂正をお願い致します。よろしくお願い致します。

（誤認の事実について）

山岡議員は、「（私たちが）１２事業を行い、（その）事業にかかる賃借使用料を市の補助金委託料で支払っていることは把握しているのか」と、断定して質問しています。繰り返しますが、私たちは、愛西市から家賃の全額補助を受けていません。きっちりと自主事業を実施する部屋は別にして運営しているのです（無償提供して頂いている自主事業室）。

また、この質問に対し、総務部長は、愛西市からの補助委託金額を課別に示し、「NPO法人の事業の賃貸使用料は、市の補助金や委託料で支払っている」と答弁され、大変驚きました。繰り返しになりますが、私たちは、ファミサポ事業の部屋と児童クラブの部屋の賃貸料の一部しか補助を受けていません。

↓

（発言取り消しの要請について）

つきましては、間違った認識での発言の取り消しをお願い致します（太線部分）。

① 「次に4つめとして・・NPO法人が多くの事業を行っていることを把握したでしょうか。12ぐらいの事業やってるんですが、またこの法人はですね、令和2年度の収入が5600万ぐらいあります。事業にかかる賃借使用料を市の補助金委託料で支払っていることは把握しているのか、市は把握しているか、お尋ねいたします。」

伊藤総務部長「このNPO法人の収入5600万円につきましては、全てが市からのものではございません。令和2年度の関係各課の支出につきましては、子育て支援課3494万円。健康推進課が8万2500円、高齢福祉課が60万8000円。生涯学習課が1万円、合計3564万1486円でございます。なお、NPO法人の事業に関わる賃貸使用料につきま

して、市の補助金や委託料によって支払っていることは承知しております。」

3. 私たちは、どの議員にも利益誘導の質問や口利きを依頼したことはありません。

（回答を下さい）

山岡議員は「当団体で活動する議員が、当団体の活動に関する質問をすると条例違反になる」と発言されていますが、それは本当でしょうか。今後の活動の参考にさせて頂きたいので、その理由をご回答下さい。

4. 山岡議員は、最終報告ではない資料をもとに発言されています。私たちは、5月に正確な最終決算報告書を提出しています。

（誤認の事実について）

児童クラブについては、毎年、4月に概算値の仮資料を一旦提出し、光熱費等が確定する5月に正規の決算書を提出するルールになっています。山岡議員が質問に使われた資料は、最終報告のものではありません。

（発言取り消しの要請について）

つきましては、以下の発言の取り消しをして下さい（太線部分）。

① 「資料をいただいて、事業報告書を拝見した。その中身はずさんな内容になっていました。例を言うと、平成30年度はしっかりとやってあります。令和元年、令和2年、これ、本当にチェックしたんですか。これ、一度確認して職員で、児童クラブれんこん村、この実績書をみると、数字があわんのです。ですから、この数字あわせがマジックかどうかわかりませんが、市はどういうチェック体制をしているのか、本当に疑問でしょうがない。」

5. 山岡議員の視察対応のしかたについては、子育て支援課との打合せの結果です。

（誤認の事実について）

山岡議員は、視察受け入れについて、いろいろ発言をされました。当団体には、視察受け入れマニュアルがあり、個人情報や個人が特定される電話が入るファミサポ事務所の見学は、誰に対してもしておりません。当日は、下校時間であり、ファミサポ登録者の来訪予定もありましたので、説明場所についても事前に子育て支援課に連絡の上のことでした。このような発言の一部や憶測を一方的に議会の場で発言されることは当団体職員への中傷です。

↓

（発言取り消しの要請について）

つきましては、以下の発言の取り消しをして下さい（太線部分）。

① それでですね、今回、私こちらのNPO法人視察したいということで連絡させていただきました。それ1ヶ月先しか駄目ですよと、やはりその施設を見学、県外からもいっぱい見えることで、お話がございました。

わかりました。ではぜひともお願いしますと言って、早急に見たいと言ったら、言われた言葉が道路から見てくださいと。えっ？道路から？要するに外観だけ見させてあげました。これ市にちょっとひどいじゃない言ったら、まあ市が配慮して頂いて、今月の上旬に行きました。市の職員と一緒に。これもびっくりです。外のテントその下で説明聞いて終わりました。中は、やはりいろんな事業の来客の方が見えていろいろ第三者の方が見えるといろいろびっくりされるもんでと。実際県外の人の中を見れるわけですが、何か僕は不快感で中に何か変なものがあって、ちょっと見せれんものがあるんだろう。

実際これも議長に要望するんですが、速やかにそういうことができるような、やはり書類申請を、僕らが各課に資料請求すると、それが書いて確認してこれならいいですよと、施設をみるのに、これ市の補助金が行っているですよ。施設をみるのに、きちんとした手続きができるよみたいということであれば、この方々が、先日伺ったら日曜日は空いてますと、じゃあ日曜日はみえますか？と言ったら、いや職員はおりません。へえ！それじゃあ、だれか一緒に立ち会って見せて頂ければ結構なんですわ。

6. 議会だよりの掲載に於いては、上記1～5を踏まえ、私たちの名誉が傷つけられたり、間違ったことが掲載されないよう配慮をお願い致します。

当団体は、ファミリー・サポート・センター事業に於いて、愛西市に続いて稲沢市・津島市から受託した時、当団体から広域実施による経費軽減を愛西市に申し出て、この間、約120万円の委託料軽減させていただき、その削減分を「病児病後児預かり補助制度」に使ってほしいと提案し、実現してきています。また、予算内で「産前産後の家事支援」も実現してきました。こうした努力を評価されることなく、隣地の農地法違反をコンプライアンス違反だと追求されたり、家賃についても自助努力で確保しているのに批判されたり、残念でなりません。

このような間違った議員の発言に対し、市民にも市民団体にも、議会で訂正する機会は与えられていません。議会放映もストップできません。いとも簡単に市民や市民団体の名誉が傷つけられてしまうことを、恐ろしく感じました。

つきまして、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、どうか事情をおくみとりいただき、上記の要請への対応をお願い申し上げる次第です。

敬具